

東京都大気汚染 医療費助成制度

【都】では、気管支ぜんそくなどの疾患に対し、医療費の助成を行っています。

【次】のすべてを満たす方○18歳未満(18歳の誕生日が属する月の末日までを含む)または現在認定を受けて医療券をお持ちの方平成9年4月1日以前に生まれの方(更新申請のみ)○気管支ぜんそく・慢性気管支炎・ぜんそく性気管支炎・肺気腫のいずれかに罹患している○都内に引き続き1年(3歳未満は6か月)以上住民登録がある○健康保険などに加入している○喫煙していない

は、支払い金額のうち月額自己負担額合計6千円を超えた分を助成

申請書類配布・申請先健康推進課(いずみプラザ内) ※医療券の有効期限が令和2年12月31日～3年8月31日(火)の方は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための特別措置として、有効期限を9月30日(木)まで延長しています(延長期間中に18歳に達する方は、18歳の誕生日の末日まで)。有効期限の延長は特別措置のため、可能な場合は速やかに手続きしてください

ゆいぼっこの 妊娠期講座



提案型 協働事業

妊娠期の体作りと赤ちゃんを迎える 家族みんなでできることを学んでみませんか。

日①8月29日(日)午前10時～正午②午後1時～2時30分 ③9月5日(日)午前10時～正午※同内容

場①本多公民館②オンライン③市民スポーツセンター

対妊娠中の方とその家族※子ども同伴可

定①③=各5組②=15組

料無料※②=通信料は自己負担

申①②=7月29日(木)③=8月5日(木)から yuibocco@gmail.com または電話でゆいぼっこ～地域につなげるサポーター'S～ ☎(070)3363-8554へ※先着順

物①③=母子健康手帳

→健康推進課 ☎(042)321-1801

地籍調査にご協力を

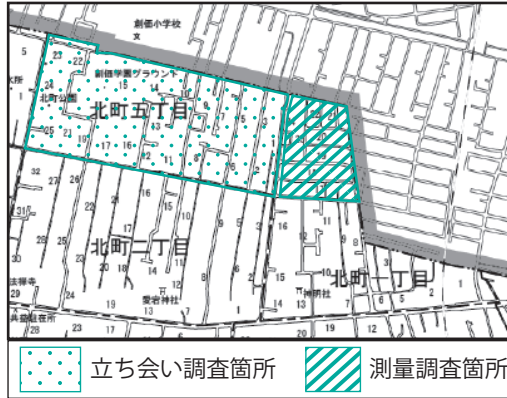
地籍調査を実施します。敷地などに立ち入る場合がありますので、ご理解・ご協力をお願いします。立ち会いが必要な土地の所有者には、個別に連絡します。

調査期間

○立ち会い調査=7月～令和4年3月

○測量調査=8月～令和4年3月

注調査員は市が発行する身分証明書と腕章を携帯しています



地籍調査が変わります

国土調査法の改正により令和2年9月29日以降に行う新たな調査に関して、調査方法が変わります。

主な変更点所有者不明土地などの対策として地籍調査担当職員が固定資産課税台帳などを閲覧することが可能になりました。土地の所有者が明確でない場合には納税義務者の方へ調査の協力をお願いすることがあります。詳しくは市HP

検索1009905をご覧ください

→道路管理課(内432)

新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金

対社会福祉協議会で総合支援資金の再貸付を終了した世帯、または再貸付が不決定となった世帯で、次のすべてに該当する世帯(生活保護受給中の世帯を除く)

収入要件直近の月の世帯収入合計額が下表以下

資産要件世帯の預貯金合計額が下表以下

収入・資産要件

世帯数	収入要件(円)	資産要件(円)
単身世帯	137,700	504,000
2人世帯	194,000	780,000
3人世帯	241,800	1,000,000
4人以上世帯	要問合せ	1,000,000

求職活動等要件ハローワークへ求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うことなど

支給額(月額)単身世帯=6万円、2人世帯=8万円、3人以上世帯=10万円

支給期間申請月から3か月

申8月31日(火)までに提出書類を準備のうえ、郵送(消印有効)または直接〒185-8501生活福祉課(市役所第2庁舎)へ

提出書類①申請書②申請時確認書③請求書④申請者の運転免許証の写しなど、本人を確認できる書類⑤収入関係書類(世帯員全員の申請月の収入が確認できる書類)⑥世帯員全員の申請日時点の通帳の写し⑦求職受付票の写し⑧振込先口座が分かる書類⑨再貸付状況が分かる書類

※①～③は市HP 検索1025991からダウンロード可

注ダウンロードできない方など、詳しくは生活福祉課へお問い合わせください

→生活福祉課(内586)

国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険加入者向け

新型コロナウイルス感染症に係る 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免

対新型コロナウイルス感染症の影響で次の(1)(2)のいずれかに該当する方

(1)主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った国民健康保険・後期高齢者医療制度は世帯、介護保険は第1号被保険者

(2)主たる生計維持者の事業・不動産・山林・給与収入(事業収入等)の減少が見込まれ、国民健康保険・後期高齢者医療制度は次の①～③に該当する世帯、介護保険は次の①③に該当する第1号被保険者 ①事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上である②前年の合計所得金額が1,000万円以下である③減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である

減免の対象となる保険税(料)次のいずれかに該当するもの

○令和3年度分の国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料で、令和3年4月～4年3月が納期限のもの

○令和2年度相当分で、令和3年4月以降が納期限のもの

申請の受け付け

国民健康保険税・介護保険料=令和3年度分は、7月発送予定の納税・納入(決定)通知書が届き次第お問い合わせください。令和2年2月1日～3年3月31日が納期限の元年度・2年度分は、8月31日(火)までに申請してください

後期高齢者医療保険料=令和3年度分は8月2日(月)から受け付け。元年度・2年度分の保険料減免申請の受け付けは終了しました

問国民健康保険・後期高齢者医療制度に関して=保険年金課

介護保険に関して=高齢福祉課(いずみプラザ内)

注詳しくは市HP 検索1023511(国民健康保険税)・1024681(後期高齢者医療保険料)・1023570(介護保険料)をご覧ください

→保険年金課(国民健康保険係(内314)・高齢者医療係(内319)) 高齢福祉課 ☎(042)321-1301